四　第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五　第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、帽子及び送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク）を使用させること。

2　事業者は、前項の場所において、同項の業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、次の措置を講じなければならない。

一　労働者が作業に従事するときを除き、前項第二号及び第三号の措置を講ずること等について配慮すること。

二　当該請負人に対し、次に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させること。

イ　前項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する場合は、同項第四号の保護具を使用すること。

ロ　前項第二号の換気の作業以外の作業に従事する場合は、同項第五号の保護具を使用すること。

3　事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（第一項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

4　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一　作業場所に前項第一号の保護具を備える必要があること

二　前項第二号の保護具を使用する必要があること

5　（略）

6　令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、第一項の場合で、同項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事するときは同項第四号の保護具を、同項の場合で同項第二号の換気の作業以外の作業に従事するときは同項第五号の保護具を、第三項の場合は同項第二号の保護具を、それぞれ使用しなければならない。

（加鉛ガソリンの使用に係る措置）

第十二条　（略）

2　（略）

3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　第一項第一号の規定により局所排気装置を設けた場合において、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮すること。

二　当該請負人に対し、第一項第二号の保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

第十三条　（略）

2　（略）

四　第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五　第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、帽子及び送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク）を使用させること。

（新設）

2　事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（前項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

（新設）

3　（略）

4　令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、第一項の場合で、同項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事するときは同項第四号の保護具を、同項の場合で同項第二号の換気の作業以外の作業に従事するときは同項第五号の保護具を、第二項の場合は同項第二号の保護具を、それぞれ使用しなければならない。

（加鉛ガソリンの使用に係る措置）

第十二条　（略）

2　（略）

（新設）

第十三条　（略）

2　（略）